

第 32 期 報 告 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日



那覇空港ビルディング株式会社
NAHA AIRPORT BUILDING CO.,LTD.

事業報告

〔自 令和5年4月1日〕
〔至 令和6年3月31日〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、原材料価格の高騰に伴う物価上昇や為替変動等による影響を受けつつも、コロナ禍の3年間を乗り越え、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲等、経済には前向きな動きが見られました。

県内経済は、年間を通して物価高の影響を受けたものの、コロナ禍の影響が大幅に和らいだことにより、消費関連及び観光関連の回復が顕著となりました。

那覇空港における国内線乗降客数につきましては、新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴う県内イベントの通常開催等により、期を通してコロナ禍前の水準に近い推移に達したことから、1,745万人（前期比10.3%増）となりました。国際線乗降客数につきましては、中国路線の回復は鈍いものの、台湾・韓国路線の復便の動きが加速し、さらにマレーシア・シンガポール等の東南アジア路線も就航したことからコロナ禍前と比べて5割程度の202万人（同398.6%増）となりました。その結果、国内・国際合計で1,948万人（同20.1%増）となりました。

このような中、当社としましては、令和5年5月の第5類感染症移行に伴って、那覇空港内の旅行者専用相談センターが業務終了し、検疫所に一部提供していた国際線搭乗待合室が全面供用されるなど、ターミナルビルがコロナ禍前の環境に整った中で、航空会社の新規就航や運航再開に向けた調整と店舗の新規開店及び再開の促進、空港機能の拡張、そして駐車場の混雑対策等に取り組みしました。

回復傾向にあるインバウンド需要の取り込みに向けては、沖縄県及びOCVB等と連携し、国際航空路線の誘致活動を行うとともに、空港内事業者と連携して那覇空港合同企業説明会を開催し、航空・空港業界の人材確保に努めました。

商業サービス面では、国際線搭乗待合室内の店舗が本格的に営業を再開したほか、新規テナントのリーシングによって国際線エリア2階に県内工芸品のクラフトショップや人気お土産店等がオープンしました。国際線エリアへの誘客施策としまして、2階ロビー通路沿いに人気スイーツ等のワゴン店舗販売を新たに展開したほか、首里城復興応援広場において、首里城に関する各種展示物の継続設置と観光PR・スポーツイベント等の各種イベントを実施しました。

二次交通対策におきましては、前年度に引き続き、県内ラジオ及び当社HP・SNSを活用した駐車場混雑状況の周知並びに大阪航空局及び豊見城警察署等の関係機関と連携した構内道路におけるレンタカー貸渡の取締対策等を強化実施したほか、コロナ禍の中で見合わせていた南側新立体駐車場整備の投資計画調整を再開し、今後の工事着工に向けて準備を始めました。

設備面につきましては、令和5年6月に着工した国内線フィンガー棟における排煙口設備改修工事は、排煙口の開閉障害の是正を目的とした設備の更新等全ての工事が令和6年2月に完了しました。また、耐震対策として令和3年1月に着工した「特定天井改修工事」は、国内線3階チェックインロビー工区が完了し、国内線2階ウェルカムホール工区に着手しました。また、富裕層の取り込みに向けて、国際線エリア1階にCIQ機能を備えたビジネスジェット専用ラウンジ「プレミアムゲートラウンジ」の供用を令和5年9月に開始したほか、国際線受入機能の強化に向けて、国際線保安検査場を約2.5倍に拡張する工事に着手し、令和6年3月に完了しました。国内線機能につきましては、航空会社が主体となって保安検査場Aに高度かつ円滑な手荷物検査が可能なスマートレーンを令和6年3月に導入しています。

また、令和5年7月にクリンネス空港世界一プロジェクトを発足して、役員及び社員自ら日常的に館内巡回点検・清掃等を行う取り組みをスタートし、屋外においては沖縄三大名花の一つであるサンダンカを中心に駐車場周辺の植栽緑化に着手するなど、空港全体の景観維持の向上に努めております。

これらの取り組みを行いながら、経営基本方針であるアジア有数の拠点空港への飛躍に向けて、外部目線で那覇空港の品質と課題を明らかにすることを目的に、令和5年12月に英国のスカイトラックス社による空港監査を受検して4スターの評価を受けるとともに、同社の国際空港評価の清潔さ部門で世界一を受賞している羽田空港の清掃スタッフを招いて清掃状況の点検指導と講演会を行いました。さらに、那覇空港のみならず県内空港全体の発展を図るため、宮古空港ターミナル株式会社及び石垣空港ターミナル株式会社と「沖縄空港ターミナルビル会社連絡協議会」を発足し、県内空港の課題や取り組み等について意見交換を行いました。

業績につきましては、収入面では、国際線エリアの店舗支援策として家賃の減免措置を継続して実施しましたが、コロナ禍で抑制されていた旅行需要の回復及び空き区画への入居に伴う家賃及び施設使用料の収益増加等によって、売上高は約132億円（前期比25.8%増）となりました。費用面では、国際線エリアの全面供用再開やコロナ禍で実施を見送っていた修繕工事の着工に伴い各種施設費が増加したことから、営業費用は約83億円（同7.5%増）となりました。

これらの結果、営業利益は約48億円（同77.0%増）となり、これに営業外損益を加えた経常利益は約49億円（同80.2%増）、当期純利益は約34億円（同79.0%増）と2期連続の増収増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

主な設備投資の状況

当事業年度中に完成した主要設備

(単位：千円)

エリア	項 目	完 成 月	金 額	備 考
国 内 線	特定天井改修工事 (3階チケットロビー北側)	令和5年6月	194,935	総事業費 1,924,986千円
国 内 線	排煙口設備改修工事	令和6年2月	213,200	
国 際 線	保安検査場拡張工事	令和6年3月	499,662	国土交通省補助金 (147,247千円)
国 際 線	保安検査機器 (X線検査装置等) 5台	令和6年3月	55,000	国土交通省補助金 (20,850千円)
国 内 線	特定天井改修工事 (2階中央エスカレーター)	令和6年3月	14,130	総事業費 1,924,986千円
合 計			976,928	

※当事業年度末において進行中の主な工事（建設仮勘定残高）

国内線エリア 特定天井改修工事 (令和6年度中完了予定) 430,187千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第29期	第30期	第31期	第32期 (当事業年度)
売上高 (千円)	5,536,047	6,109,919	10,523,902	13,233,841
経常利益 (千円)	△2,110,316	△1,911,144	2,723,129	4,906,260
当期純利益 (千円)	△1,637,194	△1,318,116	1,906,017	3,412,165
総資産 (千円)	56,743,361	53,311,349	54,059,862	55,819,299
1株当たり当期純利益 (円)	△34,108	△27,460	39,708	71,086

(注) 1株あたり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社において令和6年度は、コロナ禍前の水準に回復した国内航空需要の持続と緩やかなインバウンド需要の回復を背景に、中期経営計画で掲げた「アジア有数の拠点空港への飛躍」の実現に向けて、以下4つの戦略方針に沿って事業を推進していくこととします。

①安全・安心の徹底追及

空港施設の安定的な運用を維持するため、老朽化が進む国内線空調設備の更新工事について、冷房負荷が少ない冬季において全5期工事のうち1期目の現場工事に着手いたします。災害対策については、天井脱落防止を目的に令和2年度から実施している特定天井改修工事の年内完了を目指します。また、セキュリティ・セイフティの向上策として、引き続き関係機関との連携を強化し、各種訓練の計画的実施に取り組むほか、AI監視システム等の導入により保安警備体制の強化を図ります。

②利便性・快適性・機能性の充実強化

旅客手続きの円滑化を目的として、令和5年度に拡張した国際線保安検査場にスマートレーンを導入するほか、国内線の保安検査場においても、航空会社によるスマートレーン導入をサポートいたします。

利用者の増加で混雑している国内線カードラウンジの拡張移転に取り組むほか、那覇空港内において宿泊を可能とするコンパクトなサービス施設の整備計画を推進してまいります。また、令和5年度に実施したスカイトラックス社による空港監査の指摘事項を踏まえて利用者利便の改善策を検討し、最高評価の5スター獲得を目指して早期に実施できる取組から順次着手します。

二次交通対策については、ハード・ソフト両面からのアプローチにより、構内道路混雑の解消と容量拡大に取り組めます。具体的には、年度末に南側新立体駐車場の整備に着手するほか、てだこ浦西駅等の空港外駐車場の活用やバス案内表示板の改善等、関係機関と連携して公共交通機関の利用促進に取り組んでまいります。

③空港を支えるパートナーとの連携強化

インバウンド需要の回復に向けて、中国路線を中心とした既存路線の復便や、新規路線の開拓等、沖縄県及びOCVB等と連携して国際線航空会社の誘致活動に取り組めます。また、社会的課題である航空・空港業界の人材確保においても、空港内事業者と連携して合同企業説明会等を実施し、空港の魅力を周知・発信するほか、空港全体で防災訓練等の災害対策及び清掃・植栽活動等の景観維持の向上に取り組めます。

地域社会との連携においては、令和8年の首里城正殿復元に向けた支援として、引き続き首里城復興応援広場を活用した企画・展示等を行い、復興への観光客や県民の参加促進を図ります。

す。また、空の日イベントの開催や航空少年団の活動支援を通じて、地域や子供達に親しみやすい空港づくりを推進し、地域貢献と交流・活性化に取り組みます。

④収益力と財務力の強化と人材育成

国際線エリアを中心とした広告枠の販売促進を図るとともに、館内壁面等のデッドスペースを活用した新規広告媒体等の開発や多彩な自動販売機の設置等、空港内のビジネス可能空間を検証することで、附帯収益の増加に取り組んでまいります。また、航空会社の誘致や商業店舗の魅力を高めて、更なる収益力の強化に努め、国内線エリアの更新工事や南側新立体駐車場等の大型投資に対応できる強い財務基盤の構築を目指します。

業務の厳正化に向けて、引き続きグループ全体の内部統制システムの強化に取り組むほか、各種研修や資格取得、他機関との人事交流を促進して社員教育を充実させるとともに、グループ全体の新たな福利厚生制度の導入等、働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

以上のとおり、令和6年度においても那覇空港旅客ターミナルビルの品質向上に向けた施設整備を推進するとともに、「アジア有数の拠点空港への飛躍」を目指して取り組んでまいります。

今後とも役員及び社員が一丸となり、当社の使命と責任を自覚し、社業の発展に全力を傾注する所存でありますので、株主の皆様におかれましても、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

- ・航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- ・航空思想の普及及び観光の振興に関する事業
- ・貸室業
- ・日用雑貨品、飲食物等の販売
- ・駐車場経営

(7) 所在地及び従業員の状況

- ・所在地 沖縄県那覇市字鏡水150番地
- ・従業員の状況（令和6年3月31日現在）

前期従業員数	当期従業員数	増減数	平均年齢	平均勤続年数
61人	63人	+2	46.7歳	16.9年

（注） 上記の当期従業員数には、出向社員27人（那覇エアポートエンジニアリング株式会社5人、那覇エアポートパーキング株式会社7人、エアポートトレーディング株式会社5人、那覇空港コーディアルサービス株式会社5人、空港ターミナルサービス株式会社4人、沖縄県1人）が含まれています。なお、非正規社員9人は含めておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（令和6年3月31日現在）

（単位：千円）

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式の数
沖縄振興開発金融公庫	15,334,128	3,774株
沖縄県	770,814	12,000株
株式会社琉球銀行	2,123,900	1,400株
株式会社沖縄銀行	2,055,150	1,400株
株式会社沖縄海邦銀行	980,920	700株
大同火災海上保険株式会社	324,140	1,160株
株式会社三菱UFJ銀行	908,390	－
合 計	22,497,442	20,434株

2. 株式に関する事項（令和6年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000株
(2) 発行済株式の総数 48,000株
(3) 当事業年度末の株主数 19名
(4) 株主の状況

株主名	持株数	議決権比率	株主名	持株数	議決権比率
沖縄県	12,000 ^株	25.00 [%]	(株) 琉球銀行	1,400 ^株	2.92 [%]
ディーエフエスベンチャー シンガポールリミテッド	7,000	14.58	(株) 沖縄銀行	1,400	2.92
沖縄振興開発金融公庫	3,774	7.86	大同火災海上保険(株)	1,160	2.42
オリオンビール(株)	3,500	7.29	沖縄電力(株)	720	1.50
ANAホールディングス(株)	2,800	5.83	沖縄セルラー電話(株)	720	1.50
日本航空(株)	2,730	5.69	(株) ローソン	720	1.50
日本トランスオーシャン航空(株)	2,450	5.10	コクヨ(株)	720	1.50
ダイキン工業(株)	2,160	4.50	(株) 沖縄海邦銀行	700	1.46
ロイヤルホールディングス(株)	2,150	4.48	コザ信用金庫	360	0.75
那覇市	1,536	3.20	合 計	48,000	100.00

(5) 自己株式の取得、処分及び保有

令和6年3月31日現在自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権等に関する事項（令和6年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和6年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取 締 役 会 長	富 川 盛 武	
代 表 取 締 役 社 長	安 里 昌 利	
専 務 取 締 役	東川平 靖	経営管理部担当
常 務 取 締 役	亀 田 安 彰	施設部担当
取 締 役 事 業 部 長	仲 里 求	事業部長委嘱
取 締 役	嘉手苺 義 男	オリオンビール株式会社 最高顧問
〃	大 嶺 満	沖縄電力株式会社 代表取締役会長
〃	岡 栄 作	日本航空株式会社 沖縄空港支店長
〃	窪 田 啓一郎	全日本空輸株式会社 沖縄空港支店長
〃	伊 波 一 也	株式会社沖縄銀行 代表取締役専務
〃	知 花 健 二	株式会社琉球銀行 常務取締役
常 勤 監 査 役	久 場 健 護	
監 査 役	川 上 澄 則	大同火災海上保険株式会社 代表取締役専務
〃	崎 原 正 樹	株式会社沖縄海邦銀行 常務取締役
〃	前 村 司	沖縄振興開発金融公庫 融資第一部長

- (注) 1. 取締役 富川盛武、嘉手苺義男、大嶺満、岡栄作、窪田啓一郎、伊波一也、知花健二の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 久場健護、川上澄則、崎原正樹、前村司の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 久場健護氏は、那覇市の行政全般と監査業務に関する豊富な知識と経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 専務取締役 平敷達也氏は、令和6年3月30日辞任いたしました。
5. 取締役 岡栄作氏、窪田啓一郎氏は、令和6年3月31日辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	5	59,700	
社 外 取 締 役	9	10,920	退職慰労金 1,800千円含む
社 外 監 査 役	5	15,840	退職慰労金 3,600千円含む
合 計	19	86,460	

- (注) 報酬等の額には当事業年度内に支給した退職慰労金5,400千円（社外取締役2名、社外監査役1名）を含めております。

(3) 会社役員の報酬等の算定方法

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称
くもじ監査法人

(2) 会計監査人が業務停止処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときの、その処分に係る事項

・該当事項はありません。

(3) 会計監査人が過去2年間に業務停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

・該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び運用状況の概要

6-1 内部統制システム構築の基本方針

(1) 業務運営の基本的考え方

当社は、沖縄県の空の表玄関である旅客ターミナルビルを管理運営する会社としての役割、観光産業の一翼を担う企業としての社会的使命を自覚し、公共性の維持と社の発展のため、次のような基本的考え方に基づき業務運営にあたる。

- ① 航空旅客等利用者の利便性、快適性及び安全性の更なる向上を図る。
- ② 多数の利用者が訪れる公共的な施設として、安全性を重視し、徹底した危機管理体制を構築する。
- ③ 観光客に対する心温まる対応等、サービスの向上を図り、観光産業の発展に寄与する。
- ④ 将来の新たな設備投資等に備え、経営基盤の安定化を図る。
- ⑤ 公共的使命を達成するため、社員の意識改革を図り、業務の効率化を着実に推進するとともに、幅広い視野をもつ人材を育成する。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業としての社会的信頼に應えるため、コンプライアンス体制を構築していく。そのため代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ② 代表取締役社長の直轄の内部監査部門による監査を実施するとともに、内部通報制度を導入して、法令・定款違反等を未然に防止し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握して、その対処に努める。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程及び情報管理規程を制定し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及び職務執行に係る重要な文書並びに経営に係る情報を適切に保存し管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、旅客等や当社施設等に重大な損害を及ぼす事態又は及ぼす恐れがある事態に対応するため、危機管理規程及び事業継続計画に基づき、迅速かつ適切な組織行動をとる。
- ② 資産の保全、情報の漏洩等に対するリスクに対処するため、必要な管理体制を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、定期的に取締役会を開催し、会社の業務執行の基本方針を決定する。また、必要

に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決議する。

- ② 常勤取締役は、常勤役員会を組織し経営に関する重要事項を審議し、適切な経営方針を確立するとともに効率的かつ統一的な統制がとれる業務執行体制の確保を図る。
- ③ 常勤取締役は、業務の現状と課題を検証し、業務の効率化を着実に推進する。
- ④ 取締役会は、中期経営計画及び毎年度の経営計画を策定し、目標と実績の管理を行う。
- ⑤ 組織規程、決裁規程、会計関係規程等、各種社内規程を整備し、役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整備するとともに、使用人に対する教育、啓発を行う。

(7) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、定期的に子会社の経営及び事業の状況の報告を受けるとともに、原則として当社の取締役に子会社の取締役を兼務させ、情報共有と適切な指導、助言を行う。
- ② 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会に、当社及び子会社におけるリスクを総括的に管理する機能を担わせ、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
- ③ 当社は、子会社における意思決定について、子会社の経営会議等規程及び職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- ④ 子会社における法令・定款違反等を未然に防止する体制として、子会社を含めた内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握して、その対処に努める。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する事務局のスタッフは、組織規程に基づき経営管理部総務課で対応する。
また、必要に応じて取締役と監査役で協議を行いその充実を図る。

(9) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとする。

(10) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人は、監査役に同行して、取締役会その他重要会議及び代表取締役社長等との意見交換会に出席する機会を確保する。

(11) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び重要使用人は、監査役会の要求に応じて、監査役に自己の職務執行の状況を報告する。
- ② 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実並びに重大な法令又は定款違反事実に関する事項を直接報告することができる。

(12) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

- ① 当社は、原則として当社の常勤監査役に子会社の監査役を兼務させ、子会社の取締役及び使用人が監査役に報告する体制を整備する。
- ② 当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(13) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
- ② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

(14) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を整備する。

(15) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行状況の把握による監査の効率性及び実効性を高めるため、監査役は取締役会に出席する。また、常勤監査役については、常勤役員会の構成員とする。
- ② 常勤取締役と常勤監査役は、必要に応じて連絡会をもち、意見交換を行う。
- ③ 監査役を含む常勤役員は、定期的に会計監査人と情報交換を行い連携を深める。

6-2 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 基本的取組み

企業としての社会的信頼に応え、企業と社会の持続的成長に資するため、当事業年度は次のとおり内部統制システムの整備に取り組み、ガバナンスの強化に努めました。

- ① 空港ビル内の入居者工事、作業に対する管理体制の強化及びトラブルの未然防止等を目的に、令和5年6月開催の第185回取締役会において組織規程を改正し、令和5年7月に施設部の組織として「インテリアマネジメント室」を新設しました。
- ② インボイス制度への対応及び業務の効率化を目的に、令和5年8月から電子請求書システムの運用を開始しました。
- ③ 業務の効率化及び重要文書の電子保存を目的に、令和5年8月から電子決裁システムの運用を試行し、令和6年1月から本運用を開始しました。
- ④ 令和5年11月の第789回常勤役員会において台風時対策指針を改定し、台風時のターミナルビル運用に係る決定権限の明確化等を行いました。
- ⑤ 収益事業の開発強化等を目的に、令和5年12月開催の第188回取締役会において組織規程を改正し、令和6年1月に事業部の組織として「営業課」を新設しました。
- ⑥ 令和5年12月開催の第797回常勤役員会において、決裁規程及び決裁手続きに関する要領を改定し、決裁手続きの電子化や営業課その他の決裁権限の明確化等を行いました。
- ⑦ 電子帳簿保存法に対応するため、令和5年12月開催の第797回常勤役員会において新たに「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を制定しました。

(2) 具体的運用状況

① 常勤役員会

定期的に月2回以上開催し、経営の重要な事項を審議・決定、記録し、また、使用人、委託・関連会社の業務執行についても定期的に報告を求め、適切な監視体制を確保するとともに常勤役員間の認識・情報共有の場としても有効活用してきました。

なお、当事業年度においては、臨時を含め通算49回開催されております。

② コンプライアンス・リスク管理委員会

「潜在リスクの顕在化を未然に防止すること」を目標に定期的に毎月1回開催し、空港内のトラブル事案や内部監査結果の報告及び業務改善策の検討等を行いました。

また、令和5年8月及び令和6年2月の委員会には当社顧問弁護士や空港ターミナルビル設計士を招聘し、契約書作成のリスク管理や防災計画について議論を交わしました。防災計画に関しては今後も継続して検証を重ね、実効性を高めてまいります。

③ 危機管理対策本部

令和6年1月に発生した羽田航空機事故による那覇空港旅客ターミナルビル滞留者発生に伴い、危機管理対策本部を立ち上げ、空港関係者と連携し、ターミナルビル及び駐車場の開館延長の対応、誘導案内、滞留者への非常時備蓄品等の配布を行いました。

④ リスク管理対策会議

常勤役員及び管理職で毎週開催し、新型コロナウイルス感染症関連の情報収集と航空路線の回復状況及び店舗の営業状況の共有等を行いました。当事業年度においては、通算47回開催されております。

⑤ 空室対策会議

代表取締役社長と事業部担当役員、常勤監査役並びに事業部及び施設部で毎週開催し、コロナ禍で撤退した空き区画のリーシングや入居調整状況の報告、収益力の強化に向けた施策の検討等を行いました。当事業年度においては、通算41回開催されております。

⑥ 内部監査

経営監査室において、当社の業務執行が法令・社内規程どおりに運用できているかを監査するコンプライアンス監査を計4回、会計監査と情報システム監査を各1回実施しました。監査結果は代表取締役社長と常勤監査役、取締役会並びにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告するとともに、被監査部門と協議して業務改善に努めております。

⑦ 災害対策工事

地震による天井落下防止対策として、令和3年1月に着工した国内線エリアの特定天井改修工事は、当事業年度中に3階チェックインロビー中央の工事を完了しました。

⑧ 各種訓練の実施

空港ターミナルビル内で想定される様々な有事に対応するため、令和5年度については、国土交通省大阪航空局と連携した保安訓練、CIQ協議会と連携した消防訓練等を実施しました。また、毎年3月11日と9月4日を会社独自の「防災を考える日」と定めており、今年度は大規模災害の発生を想定したBCP対応訓練を実施しました。その他、入居者を対象とした電気火災防止講習会を年4回開催し、防災意識の向上に努めました。

⑨ 監査役監査

常勤監査役は当事業年度の常勤役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、リスク管理対策会議等に出席して、業務執行状況の把握に努め、適宜意見を述べて、監査の効率性及び実効性の確保に努めました。また、監査役の職務を補助する事務局のスタッフを配置するとともに、会計監査人、経営監査室と連携して監査体制の充実に努めました。

⑩ グループ経営

当社常勤役員がグループ会社6社の非常勤取締役につき、各社の定期的な経営会議を通じて連携を図るとともに、令和5年7月と11月に当社及びグループ会社の全社長で構成するネットワーク会議を、令和5年9月と令和6年3月に各社の業務報告会を開催して経営課題を共有することにより、グループ経営の推進を図りました。また、当社常勤監査役がグループ6社の監査役を兼務することにより、統一的な視点で監査を行いました。

記載した内部統制の運用について重要な不備がないかモニタリングを常時行い、また、経営管理部と経営監査室が中心となって社内に内部統制の重要性とコンプライアンスに対する意識付けを行い、当社全体を統括、推進させております。

計算書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

貸借対照表

令和6年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流 動 資 産】	【 11,245,909】	【流 動 負 債】	【 6,170,038】
現金及び預金	9,246,726	買 掛 金	1,879
売 掛 金	1,549,561	一年内返済長期借入金	2,512,714
商 品	20	リ ー ス 債 務	574
貯 蔵 品	11,196	未 払 金	2,003,219
前 払 費 用	25,731	未 払 費 用	225,932
関係会社短期貸付金	18,000	未 払 法 人 税 等	603,211
未 収 入 金	249,760	未 払 消 費 税 等	427,979
そ の 他	144,913	前 受 金	135,966
【固 定 資 産】	【 44,573,389】	預 り 金	210,608
(有形固定資産)	(43,973,314)	一年内返済預り保証金	14,217
建 物	39,753,624	賞 与 引 当 金	33,735
構 築 物	189,669	【固 定 負 債】	【 21,831,076】
機 械 装 置	2,942,606	長 期 借 入 金	19,984,728
車 両 運 搬 具	328	預 り 保 証 金	1,600,307
工 具 器 具 備 品	420,267	退 職 給 付 引 当 金	214,303
リ ー ス 資 産	522	役員退職慰労引当金	31,737
建 設 仮 勘 定	666,294		
(無形固定資産)	(11,753)	負 債 の 部 合 計	28,001,115
ソ フ ト ウ ェ ア	11,527	純 資 産 の 部	
電力引込負担金	225		
(投資その他の資産)	(588,321)	【株 主 資 本】	【 27,796,154】
投 資 有 価 証 券	223,348	資 本 金	3,566,854
関 係 会 社 株 式	52,060	利 益 剰 余 金	24,229,300
関係会社長期貸付金	12,000	利 益 準 備 金	38,400
破 産 更 生 債 権 等	14,065	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,190,900
繰 延 税 金 資 産	300,563	別 途 積 立 金	20,810,000
そ の 他	350	繰 越 利 益 剰 余 金	3,380,900
貸 倒 引 当 金	△14,065	【評価・換算差額等】	【 22,029】
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,029
		純 資 産 の 部 合 計	27,818,184
資 産 の 部 合 計	55,819,299	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	55,819,299

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

科 目	金 額	千円
【売 上 高】		
不 動 産 収 入	10,356,043	
事 業 収 入	2,877,797	13,233,841
【売 上 原 価】		7,511,599
売 上 総 利 益		(5,722,241)
【販売費及び一般管理費】		838,986
営 業 利 益		(4,883,255)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	1,027	
受 取 配 当 金	3,171	
検査業務費用分担金	96,972	
雑 収 入	121,225	222,396
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	156,261	
支 払 手 数 料	2,000	
雑 損 失	41,129	199,391
経 常 利 益		(4,906,260)
【特 別 利 益】		
補 助 金 収 入	168,097	
損 害 保 険 金 収 入	9,964	178,061
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	61,369	
固 定 資 産 圧 縮 損	168,097	
災 害 等 損 失 金	9,968	
訴 訟 等 費 用	100	239,534
税引前当期純利益		(4,844,787)
法人税、住民税及び事業税		730,676
法 人 税 等 調 整 額		701,945
当 期 純 利 益		(3,412,165)

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等	純資産 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
		利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
			別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	3,566,854	28,800	19,000,000	1,917,098	20,945,898	24,512,752	9,602	24,522,354
誤謬の訂正 による累積 的影響額				△32,763	△32,763	△32,763		△32,763
遡及処理後 当期首残高	3,566,854	28,800	19,000,000	1,884,335	20,913,135	24,479,989	9,602	24,489,591
当期変動額								
別途積立金 の積立			1,810,000	△1,810,000				
利益剰余金 の配当				△96,000	△96,000	△96,000		△96,000
配当に伴う 利益準備金 の積立		9,600		△9,600				
当 期 純損益金				3,412,165	3,412,165	3,412,165		3,412,165
株主資本以 外の項目の 当期変動額							12,427	12,427
当期変動額 合 計		9,600	1,810,000	1,496,565	3,316,165	3,316,165	12,427	3,328,592
当期末残高	3,566,854	38,400	20,810,000	3,380,900	24,229,300	27,796,154	22,029	27,818,184

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の 低下による簿価切下げの方法により算定）によって おります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却を
しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法によっております。

電力引込負担金……………定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回 収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、次期上半期支給見込額の当期間 対応分を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針に定 める簡便法により、当会計期間において発生していると認められる額 を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく 期末要支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該
履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 建物貸付料収入……当社は、顧客である航空会社、テナント等に対して指定した空港施設を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は、顧客である航空会社、テナント等が指定された空港施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。
- ② 施設使用料収入……当社は、空港施設を利用する航空会社の旅客に対して指定した空港施設を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は、航空会社の旅客が指定された空港施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足後の旅客数又は航空会社便数をもって計算、受領しております。
- ③ 駐車場収入……当社は、空港施設を利用する顧客等に対して駐車施設を提供する義務を負っております。当該履行義務は、顧客等が駐車施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって又は充足後の利用時間をもって計算、受領しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、建物貸付事業、施設利用事業、駐車場事業及びその他の事業を営んでおります。また、各事業の売上高は、それぞれ4,211,913千円、6,144,129千円、1,479,051千円及び1,398,745千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

過去の事業年度における空港関係者等検査業務費用分担金の会計処理に誤りが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当該事業年度の期首純資産の帳簿価格に反映されております。影響額につきましては、株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

300,563千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等の受入による有形固定資産から控除している圧縮記帳累計額	1,610,498千円
(2) ①担保に供している資産……………建物	39,263,890千円
②担保に係る債務の金額……………一年内返済長期借入金	2,512,714千円
長期借入金	19,984,728千円
	22,497,442千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	36,752,892千円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
①関係会社に対する短期金銭債権	34,563千円
②関係会社に対する長期金銭債権	12,000千円
③関係会社に対する短期金銭債務	258,826千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	817,083千円
営業費用	672,031千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	453千円
営業外費用	3,117千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末日における発行済株式数……………普通株式 48,000株
- (2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたりの 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和5年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,000	令和5年 3月31日	令和5年 6月27日

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	35,467千円
賞与引当金	10,093千円
退職給付引当金	64,119千円
役員退職慰労引当金	9,495千円
投資有価証券評価損	4,624千円
関係会社株式受贈益	16,988千円
貸倒引当金	4,208千円
繰越欠損金	58,249千円
その他	128,333千円

繰延税金資産 小計 331,582千円

評価性引当額 △ 21,613千円

繰延税金負債との相殺 △ 9,405千円

繰延税金資産 合計 300,563千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △ 9,405千円

繰延税金資産との相殺 9,405千円

繰延税金負債 合計 - 千円

繰延税金資産の純額 300,563千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、「入居者への催告等手続き要領」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については年度ごとに時価の把握を行っております。借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額129,704千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 其他有価証券	93,644	93,644	－
② 長期借入金 (1年内返済長期借入金を含む)	(22,497,442)	(22,504,097)	6,655
③ 預り保証金(有利子分) (1年内返済預り保証金を含む)	(111,877)	(111,877)	(0)

負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

12. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、那覇空港ビル内において、建物、施設設備等を賃貸の用に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
11,586,092	13,832,126

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

13. 資産除去債務に関する注記

当社は、国土交通省大阪航空局が管理する国有財産に関する国有財産使用許可に基づき、当社が使用する使用許可物件（土地）の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去することの原状回復に係る債務を有しております。しかし、当該債務に関連する使用許可物件（土地）の実質的な使用期間は、国の航空行政の動向に左右されるため現時点では明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しております。

14. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	579,545円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	71,086円77銭

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年5月21日

那覇空港ビルディング株式会社
取締役会 御中

くもじ監査法人
沖縄県那覇市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 金 沢 信 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那覇空港ビルディング株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、特に指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、くもじ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月24日

那覇空港ビルディング株式会社 監査役会

常勤監査役 久 場 健 護 ㊞

監 査 役 川 上 澄 則 ㊞

監 査 役 崎 原 正 樹 ㊞

監 査 役 前 村 司 ㊞

以 上

○設備の状況

(令和6年3月31日現在)

設備の内容	帳簿価額（百万円）					
	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	リース資産	その他	合計
那覇空港旅客ターミナルビル	37,666	2,864	0	1	412	40,943
駐車場	2,278	79	0	0	8	2,364

関連会社の情報

(令和6年3月31日現在)

商号	本店所在地	議決権の割合	資本金の額	事業の概要
空港ターミナルサービス株式会社	沖縄県那覇市	37%	500万円	空港内における自動販売機及び飲食店舗の運営管理業務
那覇エアポートエンジニアリング株式会社	沖縄県那覇市	100%	200万円	ビルメンテナンス業
那覇エアポートパーキング株式会社	沖縄県那覇市	36.97%	330万円	空港駐車場管理運営業務
エアポートトレーディング株式会社	沖縄県那覇市	37%	300万円	空港内物販・飲食店舗(通信販売含む)の運営
沖縄熱帯植物管理株式会社	沖縄県本部町	50%	1,000万円	①熱帯ドリームセンター等植物維持管理工事 ②美ら海水族館案内業務 ③観葉植物設置業務 ④那覇空港旅客ターミナルビル内植物展示業務 ⑤ラン植物等の販売業務
那覇空港コーディアルサービス株式会社	沖縄県那覇市	36%	300万円	空港ビル案内受付業務及びカードラウンジ管理運営業務、ビル付帯施設管理業務

令和 5 年度 セグメント情報

1. セグメント情報の概要

当社は、那覇空港において、旅客ターミナルビル管理運営及び利用客に対するサービス等の提供を行っております。

当社のセグメント情報は、「施設管理運営事業」「駐車場事業」の2つで構成されており、以上を報告セグメントとしております。

「施設管理運営事業」は、那覇空港旅客ターミナルビル内の貸室、保守・管理・運営、修繕及びその他の航空旅客に対するサービス等の役務の提供を行っております。

「駐車場事業」は、那覇空港旅客ターミナルビルに隣接する立体駐車場 P1、P2、P3 及び従業員駐車場の管理、運営及び利用者に対するサービス等の提供を行っております。

2. セグメント情報

(会計年度 自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	施設管理運営事業	駐車場事業	合計
売上高	11,754,789	1,479,052	13,233,841
営業利益	4,409,344	473,911	4,883,255
資産総額	41,431,805	2,564,479	43,996,284
その他項目			
減価償却費	2,600,308	169,210	2,769,518

以上